

第 23 回 経済の自由 (2)

4. 職業選択の自由

- ・ 22 条 1 項後段が保障する職業選択の自由には、どのような職業に従事するかを選択する自由のみならず、自分が選択した職業を遂行する自由も含まれる（小売商業調整特措法事件最高裁判決（最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 巻 9 号 586 頁））。
- ・ 最高裁判所は、職業の意義について、「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、……これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである」と判示している（薬事法事件最高裁判決（最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 巻 4 号 572 頁））。
- ・ 選択の自由への制約としては、禁止、国家独占、特許制、許可制、届出制など、遂行の自由への制約としては、営業時間の規制など、さまざまな態様がある。

5. 職業選択の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 公共の安全や秩序を維持し、国民の生命や健康に対する危険を防止するために課される規制に対しては、裁判所は、規制の必要性及び合理性を立法事実に基づいて判断しそれらが無い場合、または同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段が存在する場合に、違憲と判断する。一方、社会・経済全体の均衡のとれた調和的發展を確保し、社会的・経済的弱者を保護するためになされる規制に対しては、裁判所は、規制が著しく不合理であることが明白な場合にのみ、違憲とする。

- ・ 最高裁判所は、小売商業調整特措法事件判決や薬事法事件判決などにおいて、規制目的に応じて違憲審査基準を変えているが、近時は、このような二分論を厳格に採用していない判例も出されている（公衆浴場法事件判決（最判平成元年3月7日判時1308号111頁）、酒類販売免許制事件判決（最判平成4年12月15日民集46巻9号2829頁））。

【宿題】成田新法事件最高裁判決（II-109）、川崎民商事件最高裁判決（II-114）、高田事件最高裁判決（II-116）及び死刑制度違憲訴訟最高裁判決（II-115）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

- Q23 職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 薬局の開設につき、これを許可制とすることの目的が、国民の生命及び健康に対する危険の防止にある場合、当該規制の合憲性を肯定するためには、それが重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることに加え、より緩やかな規制によってはその目的を十分に達成することができないと認められることも要する。
  - イ. 個人の経済活動の自由に対して、社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るという積極目的の規制を設けることが正当化される根拠として、国民の生存権やその一環としての勤労権が保障されているなど、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を行うことが憲法上の要請とされていることを挙げるができる。
  - ウ. 酒類販売業について免許制とすることを定めた酒税法の規定は、酒類販売業者には経済的基盤の弱い中小事業者が多いことに照らし、酒類販売業者を相互間の過当競争による共倒れから保護するという積極目的の規制であり、当該規制の目的に合理性が認められ、その手段・態様も著しく不合理であることが明白であるとは認められないから、違憲ではない。